

下記の内容は、別紙「御殿場市店舗改装等助成事業取扱規程」に基づき、審査会で審査する基準の目安です。申請時や工事着工状況、工事完了届、元請業者や一次下請業者の領収証(写)、又は請求書(写)等を審査した後、助成金額が決定されますので、元請負業者・一次下請負業者・請負契約書の内容や日付・申請金額・工事着工・施工前後の写真等、添付書類の作成に十分ご注意ください。

## (1) 助成対象工事施工業者に関すること

1	助成対象工事を行うことができる「会員施工業者」とはどのような事業所ですか？	本助成の対象工事を行える「会員施工業者」は、御殿場市商工会の会員である事業者で、市税等に未納がない事業者です。
2	元請負事業者が会員であれば1次下請業者は非会員でもいいですか？	元請事業者だけでなく、1次下請業者も会員施工業者である必要があります。

## (2) 対象工事に関すること

1	対象となる工事とはどのような工事ですか？	会員事業者が、会員施工業者と店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等の新築・増改築・リフォーム・改修等の請負契約をした工事です。(詳しい対象工事内容は下記(3)参照。)
2	自社の事務所等を自社で改修等する場合は申請できますか？	本助成では、申請者自身が行う工事(元請・一次下請)は対象となりませんので、申請することはできません。
3	対象工事が申請年度内3月31日までに終わらなかった場合はどうなりますか？	平成27年度中に申請書を提出し、内定通知が出されている場合は、平成28年度までは対象となります。但し、請負契約の工期を守り、出来るだけ早く工事を完了させて頂きますようお願い致します。

## (3) 対象工事の内容

1	どのような工事が対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋根工事(張替え・防水など)</li> <li>② 外壁工事</li> <li>③ 基礎工事</li> <li>④ 外構工事</li> <li>⑤ バリアフリーに関する工事</li> <li>⑥ 防犯用のカメラ及びライトの設置</li> <li>⑦ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの</li> <li>⑧ 床材・内壁・天井の張替えなどの内装工事</li> <li>⑨ 襖・障子・網戸・畳(張替えなど)</li> <li>⑩ 扉・窓ガラス・サッシ(交換など)</li> <li>⑪ 造作工事</li> <li>⑫ 間仕切りの変更</li> <li>⑬ 看板・オーニング(日よけ)の修復や設置</li> <li>⑭ 厨房の改修や設置</li> <li>⑮ 給排水・衛生(換気を含む)設備・電気・ガスに関するもの</li> <li>⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの</li> <li>⑰ 洗面・トイレの改修・設置や水周りに関するもの</li> <li>⑱ 浄化槽の設置・修繕、下水道接続工事</li> <li>⑲ その他審査会で対象となる工事と判断されたもの</li> </ul>
2	対象とならない工事にはどのようなものがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記1①～⑱に掲げる以外の備品・設備・機械など</li> <li>② 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの</li> <li>③ 清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理(対象工事に付随するものを除く)</li> <li>④ その他審査会で対象とならない工事と判断されたもの</li> </ul>

#### (4) 助成対象となる申請者に関すること

1	助成金を申請できる事業者とは、どのような事業者ですか？	御殿場市商工会の会員である事業者です。
2	これから開業する場合は対象になりますか？	開業前であっても申請をすることはできます。この場合は、完了報告書を提出する前に開業し、商工会への加入手続きをとり、その証明書を完了報告書に添付する必要があります。
3	店舗を借りて営業していますが、申請者になれますか？	商工会員であれば自己所有の店舗等でなくても申請できます。この場合は、所有者の承諾等が必要となります。
4	貸店舗等の貸し手が、貸物件の改修等を行う場合は申請できますか？	商工会員であれば申請できます。ただし、アパート等、居住用として利用できると判断されるものは対象となりません。

#### (5) 助成対象となる店舗等に関すること

1	対象となる「店舗等」とは何ですか？	商工会員事業者がその事業の用に供する店舗・事務所・工場・倉庫等で御殿場市内に存するものをいいます。
2	市内に店舗等が2以上ある場合は、すべての店舗等の改装等を行うことはできますか？	1会員事業者につき1の店舗等とその敷地のみが対象となります。
3	賃貸物件を借りて営業している場合は助成対象になりますか？	賃貸物件も対象となります。この場合は、申請時に貸主の承諾書と賃貸借契約書を添付する必要があります。
4	店舗・事務所等兼用住宅の場合は助成対象になりますか？	店舗・事務所等兼住宅の場合は、店舗・事務所等と住宅の出入口が区別されている等、店舗・事務所等部分が明確に区分されている場合のみ助成対象となります。居住用として利用できると判断される部分は対象になりません。
5	アパートを借りて事務所等として利用している場合は助成対象になりますか？	通常居住用として利用できると判断される部分は対象になりません。

#### (6) 申請手続きと書類に関すること

1	申請はどのようにすれば宜しいですか？	元請事業者と打合せの上、元請事業者を通じて御殿場市商工会窓口へ申請して下さい。
2	申請書類や、工事完了報告書類・助成金請求書類などはどこでもらえますか？	御殿場市商工会窓口、又は御殿場市商工会のホームページでダウンロードすることができます。元請負業者が準備して頂ける場合もございます。
3	申請はいつから受付となりますか？	平成27年5月26日(火)午前9時～午前11:30・午後13:00～16時00分までの時間帯で、商工会窓口にて受付けます。(平日の火曜日のみとなります。予算内先着順)
4	助成対象工事はいつ着工のものからですか？	平成27年4月1日以降に請負契約され、平成27年5月26日以降に工事着工するもので、着工前に御殿場市商工会へ申請書類を提出し、不備なく受理された場合です。
5	平成26年度に請負契約して、まだ着工していないのですが、対象になりますか？	請負契約書の契約基準日は、平成27年4月1日以降のもので、工事着工が5月26日以降のものが対象となります。

### (7) 助成金の支給に関すること

1	助成額の計算方法はどのようになりますか？	対象工事費用(消費税の簡易課税事業者・免税事業者は消費税込、本則課税事業者は消費税抜)の50%で、最高300万円(1,000円未満切り捨て)までとなります。
2	助成金は受取りはどのようになりますか？	申請者の指定口座へ振り込みにより支給されます。
3	助成金はいつ入金されますか？	原則としては、完了報告をいただき、審査会で決定を受けた後、請求書を提出していただくからの支給となります。ただし、年度の予算が限られている都合上、入金までに期間を要することもありますので、資金繰りには十分注意していただき、申請をして下さい。

### (8) 税務上の取扱い等について

1	助成金の税務上の取扱いについて教えてください。	本助成金は、所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。
2	受け取った助成金の消費税の取扱はどうなりますか？	申請者が受け取る助成金に係る収入は、消費税法上不課税取引に該当します。

### (9) その他

1	下請事業者の対象範囲はどのようになりますか？	会員施工業者については、元請業者と一次下請業者までが対象範囲となります。
2	工事の下請業者・材木・建材等全て会員業者でなければならないか？	市内経済の活性化が目的の為、材木・建材・機器等の仕入れも会員業者経由等でご利用下さいますようお願い致します。
3	屋根工事、外壁の塗装工事、外構工事だけでも対象になりますか？	特に問題ありません。
4	施主支給品の材料等の代金は対象になりますか？	施主支給品を請負契約に含める事はできません。請負契約上、請負工事金額に材料代等が入っており、施工業者が仕入れた場合などは本体価格も対象になります。
5	工事着工は、どのように判断されますか？	取扱規定第2条(5) * 工事着工参照 請負契約書の工事着工日後、申請時の写真と、現場検査当日までの経過日数を勘案し、現場の進捗状況により判断されます。 請負契約書の着工日以前に着工したと思われる場合は、審査会で協議の上、否決される場合があります。 (例)6月11日に申請、同日着工日 ⇒ 翌日に現場確認に行ったら所、既に基礎工事が終わっていた。×
6	改修等の場合、工事着工はどのようなものが認められますか？ 判断基準はありますか？	改修の場合、ビニールシート等で養生、足場工事、一部取り壊しや取り外し等、工事の種類等によって異なります。(申請時の写真と、着工日から現場審査までの経過日数等を勘案し審査会で判断されます。)

7	現場検査にはいつごろ来られますか？ 前もって連絡がありますか？	現場検査の日は、申請時の請負契約書の工事着工日以降に、天候や件数等により伺いますので、予め日や時間を事前に連絡調整や指定することはありません。
8	平成27年度の予算額はどのくらいですか？	5,500万円です(補正予算の要望予定あり)。
9	書類不備のまま、受付窓口へ来た為、不備を指摘されましたが、受付は有効ですか？	書類不備の場合、書類は全て一旦お返しさせて頂きますので、お手数ですが、全て整理し整ってから再度お越し下さい。受付は一旦無効となり、補助金の予約等にはなりませんので、書類不備で補助金が受けられなかったとならないよう、ご注意下さい。
10	平成27年度の補助金は5,500万円で終了ですか？	申込状況により、補正予算を要望したいと考えております。
11	受付金額が5,500万円を超えた場合はどうなりますか？	継続して受付をさせていただきますが、助成金の支給は、完了報告、審査決定後、請求書の提出順となり、次の予算が出るまで支給をお待ちいただくこととなります。資金繰り等を十分に考慮して申請をしていただくようお願いいたします。

\* 助成金は、基本的に御殿場市内の経済活性化の為に交付するものですので、過去の利用の有無確認、制度は1度しか利用できないことなど必ずご説明と確認の上、多くの事業者と施工業者に有効にご利用頂きますよう、お願い申し上げます。